

19香広議第11号

平成19年11月15日

市町議会議員 各位

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西秀人

(公印省略)

香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例案  
の概要について（通知）

晩秋の候、益々御清栄のこととお喜び申しあげます。

平素より、香川県後期高齢者医療広域連合の運営について、格別の御理解と  
御協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、この度、平成19年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会  
に議案として提出を予定している「香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者  
医療に関する条例案」について、別添のとおりその概要等資料を送付いたしま  
すので、御査収くださいますようお願い申しあげます。

# 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の概要

## 1 後期高齢者医療給付関係

- 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行った者に対し、葬祭費として、**5万円**を支給する。

## 2 保健事業関係

- 被保険者の健康の保持増進のために必要な事業として、健康診査を行う。

(後期高齢者に対する健康診査は、広域連合が市町へ委託して実施する。)

## 3 保険料関係

- (1) 保険料の賦課額は、**所得割額**と**被保険者均等割額**の合計額とする。

(平成20年度及び平成21年度の保険料)

\*保険料率は全区域均一

区分	算定内容
所得割額	賦課標準額（前年度中の総所得金額から基礎控除額33万円を控除した額）×8.98%
被保険者均等割額	47,700円

平均所得割額は、42,400円、軽減後の平均被保険者均等割額は、33,100円となり、香川県後期高齢者医療広域連合の一人当たり平均保険料（軽減後）は、年額75,500円となる。

- (2) 保険料の賦課限度額を**50万円**とする。

- (3) 賦課期日は、4月1日とする。

- (4) 保険料の減額賦課については、被保険者均等割額から当該均等割額にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を減額する。

区分	減額賦課の基準	減額割合
所得の少ない者	世帯の総所得金額が基礎控除額 (33万円)を超えない世帯	7割
	世帯の総所得金額が基礎控除額 (33万円)+24.5万円×当該世帯に属する被保険者数(当該世帯主を除く。)を超えない世帯	5割
	世帯の総所得金額が基礎控除額 (33万円)+35万円×当該世帯に属する被保険者数を超えない世帯	2割
被扶養者であつた者	上記の所得の少ないものに係る減額賦課で7割及び5割に該当する者を除き、資格を所得した日の属する月以降2年を経過する月までの期間	5割

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

当該年度分の被保険者均等割額に20分の19を乗じて得た額を減じた額とする。

\* 平成20年4月分から平成20年9月分まで

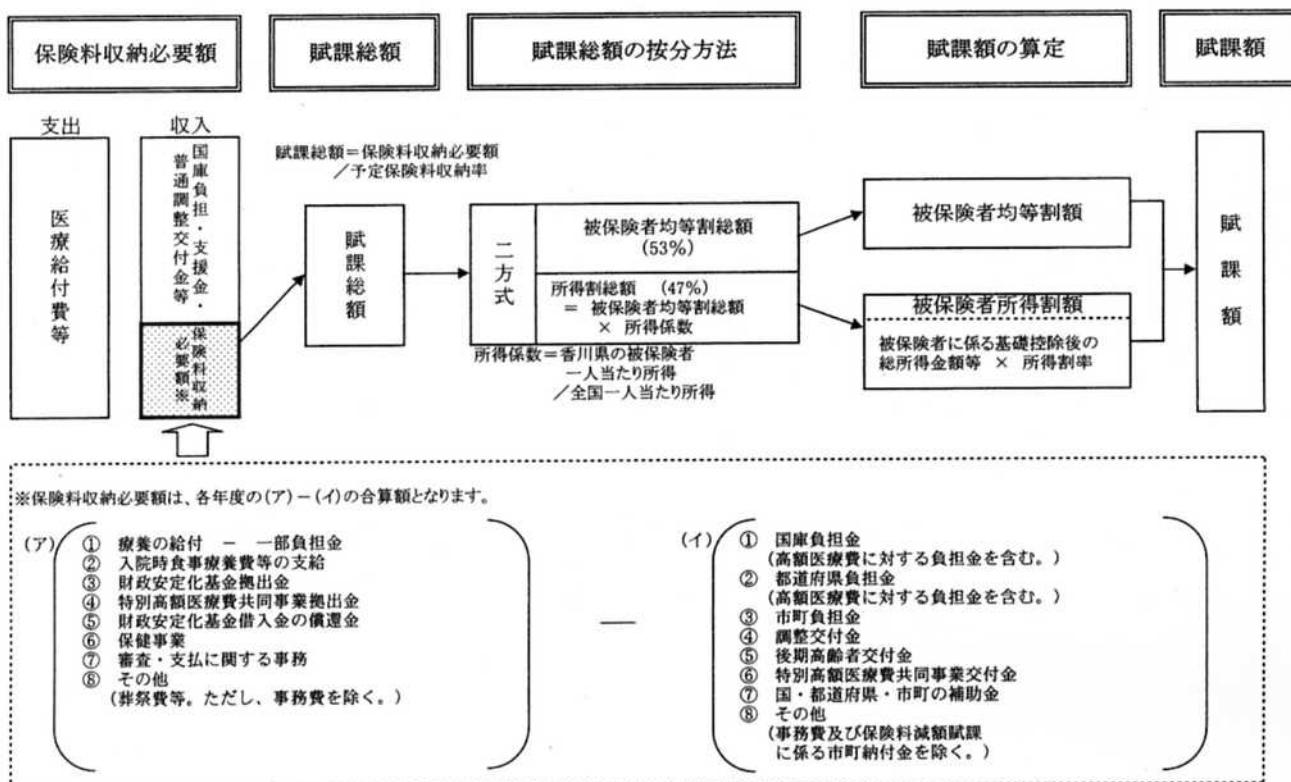
の保険料 全額免除

平成20年10月分から平成21年3月分まで

の保険料 9割減額

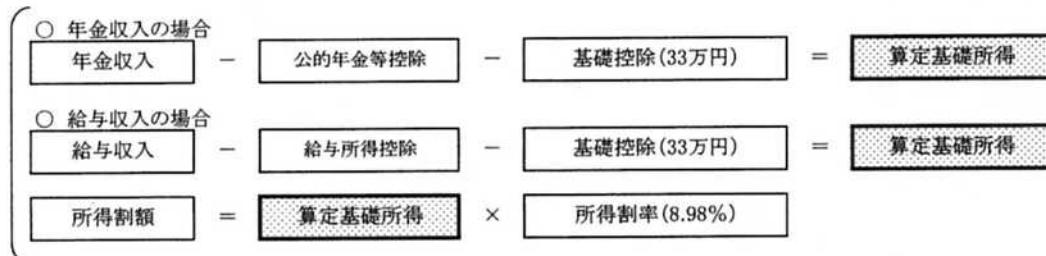
- (5) 被保険者及びその属する世帯の世帯主が災害等により財産について著しい損害を受けたこと等、その必要が認められる者に対して、保険料の徴収を6か月以内の期限に限って徴収猶予、又は保険料を減免することができるものとする。

# 保険料の算定方法



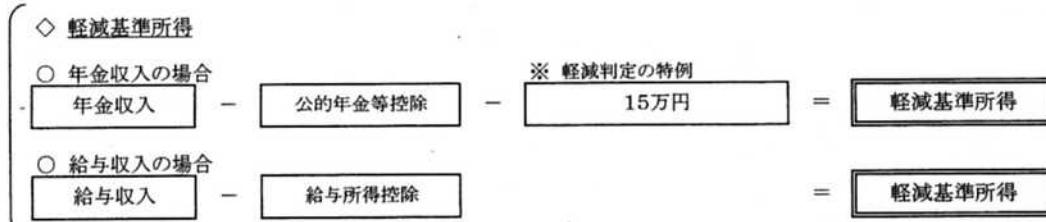
## ◆ 保険料の所得割(応能割)算定方式

基礎控除後の総所得金額を算定基礎とした保険料算定方式(旧ただし書き所得)



## ◆ 保険料の均等割(応益割)の軽減制度

各世帯に属する被保険者及び世帯主の所得の合計額に応じて、軽減を適用する。



7割軽減： 基準所得の合計  $\leq$  33万円  
 5割軽減： 基準所得の合計  $\leq$  33万円 + (24.5万円 × 被保険者数；被保険者である世帯主を除く)  
 2割軽減： 基準所得の合計  $\leq$  33万円 + (35万円 × 被保険者数)

※被用者保険の被扶養者の保険料負担については、制度加入時から2年間5割軽減措置を講ずることとしているが、平成20年4月～9月までの6ヶ月間は凍結、10月～平成21年3月までの6ヶ月間は9割軽減の予定。

$$\text{均等割額(軽減後)} = \text{均等割額(軽減前)} - \text{軽減額(7・5・2割)}$$